

平成25年度当初予算における  
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設 3件

名 称	主 な 内 容
試乗用標識手数料	商品である原動機付自転車等の試乗又は回送で道路走行を可能とするための試乗用標識の交付に係る手数料を新設  1枚 200円  [条例施行期日：H25.4.1]
墓地使用料 (合葬墓)	H25.10月から供用開始となる、桜木霊園合葬墓の使用料を新設  1体あたり70,000円 H25 募集予定数400体  [条例施行期日：H25.10.1]
一般廃棄物処理手数料 (家庭ごみ手数料)	ごみ削減に向けた市民意識の向上、排出量に応じて手数料を徴収することによる市民負担の公平化を図るため、H26.2月から家庭ごみ手数料徴収制度を導入  新指定袋1リットルあたり0.8円 新指定袋の種類 可燃ごみ(4種類)：10、20、30、45リットル 不燃ごみ(2種類)：10(新設)、20リットル  [条例施行期日：H26.2.1]

■改定 4件

名 称	主 な 内 容																		
国民健康保険料 (介護納付金分)	介護保険の運営上必要となる第2号被保険者分(40歳～64歳)の介護納付金の増額に対応するため、保険料を改定  平均改定率 5.4% (1人あたり年6,373円の増)  <table border="1"> <caption>保険料率(年額)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">所得割(%)</th> <th colspan="2">被保険者均等割(円)</th> <th colspan="2">世帯別平等割(円)</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.93</td> <td>2.44</td> <td>7,440</td> <td>9,360</td> <td>5,760</td> <td>7,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア 世帯の総所得 × 所得割(%) イ 被保険者均等割(1人あたり定額) × 被保険者数 ウ 世帯別平等割(1世帯あたり定額)</p> [条例施行期日：H25.4.1]	所得割(%)		被保険者均等割(円)		世帯別平等割(円)		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	1.93	2.44	7,440	9,360	5,760	7,320
所得割(%)		被保険者均等割(円)		世帯別平等割(円)															
改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後														
1.93	2.44	7,440	9,360	5,760	7,320														

名 称	主 な 内 容												
非紹介患者加算料	<p>地域の医院・診療所と両市立病院の適切な役割分担を推進するため、料金を改定</p> <p>改定料金（税込） 1,050円/回 → 2,625円/回</p> <p>[条例施行規程施行期日：H25. 10. 1]</p>												
産科診療料金 (分べん料)	<p>ハイリスク分べんの対応などを行う一方、他政令市などに比べ金額が低廉なため、料金を改定</p> <p style="text-align: right;">(非課税)</p> <table border="1" data-bbox="699 694 1346 825"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療時間内</td> <td>100,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>診療時間外</td> <td>110,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>休日・深夜</td> <td>120,000円</td> <td>140,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行規程施行期日：H25. 10. 1]</p>		現行	改定後	診療時間内	100,000円	120,000円	診療時間外	110,000円	130,000円	休日・深夜	120,000円	140,000円
	現行	改定後											
診療時間内	100,000円	120,000円											
診療時間外	110,000円	130,000円											
休日・深夜	120,000円	140,000円											
道 路 占 用 料	<p>道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用料を改定</p> <p style="text-align: right;">(年額)</p> <table border="1" data-bbox="684 1056 1879 1406"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>設 定 料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電設備及び風力発電設備</td> <td>2,100円/㎡</td> </tr> <tr> <td>津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設</td> <td>近傍類似の土地の価格×0.028(円/㎡)</td> </tr> <tr> <td>都市再生特別措置法にて規定した道路に設ける、道路空間の有効利用によって賑わいを創出するための食事施設、購買施設等</td> <td>近傍類似の土地の価格×0.012～0.028(円/㎡)</td> </tr> <tr> <td>都市再生特別措置法にて規定した道路の上空に設ける事務所、店舗、住宅等</td> <td>近傍類似の土地の価格×0.009～0.020(円/㎡)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行期日：H25. 4. 1]</p>	占用物件	設 定 料 金	太陽光発電設備及び風力発電設備	2,100円/㎡	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	近傍類似の土地の価格×0.028(円/㎡)	都市再生特別措置法にて規定した道路に設ける、道路空間の有効利用によって賑わいを創出するための食事施設、購買施設等	近傍類似の土地の価格×0.012～0.028(円/㎡)	都市再生特別措置法にて規定した道路の上空に設ける事務所、店舗、住宅等	近傍類似の土地の価格×0.009～0.020(円/㎡)		
占用物件	設 定 料 金												
太陽光発電設備及び風力発電設備	2,100円/㎡												
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	近傍類似の土地の価格×0.028(円/㎡)												
都市再生特別措置法にて規定した道路に設ける、道路空間の有効利用によって賑わいを創出するための食事施設、購買施設等	近傍類似の土地の価格×0.012～0.028(円/㎡)												
都市再生特別措置法にて規定した道路の上空に設ける事務所、店舗、住宅等	近傍類似の土地の価格×0.009～0.020(円/㎡)												